母体保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第33号

母体保護法施行細則の一部を改正する規則

母性体護伝施17神則の一部を以上する規則	
母体保護法施行細則(平成11年静岡県規則第43号)	の一部を次のように改正する。
改正前	改正後
(書類の様式)	(書類の様式)
第2条 (略)	第2条 (略)
(ソフトウェアの種類)	
第3条 省令第29条の申請書等の各欄に掲げる	
事項をフレキシブルディスクに記録するため	
に使用するソフトウェアは、知事が別に定め	
<u>3.</u>	
(<u>フレキシブルディスク</u> に <u>はり付ける書面</u> の	(<u>電磁的記録媒体に貼り付ける書面等</u> の記載
記載事項)	事項)
第4条 省令 <u>第32条</u> の規定により <u>フレキシブル</u>	第3条 省令第29条に規定する電磁的記録媒体
<u>ディスクにはり付ける</u> 書面には、同条各号に	<u>(以下「電磁的記録媒体」という。)又は</u> 省令
定めるもののほか、 <u>次に掲げる事項</u> を記載し	<u>第30条</u> の規定により <u>電磁的記録媒体</u> に <u>貼り付</u>
なければならない。	<u>ける</u> 書面には、同条各号に定めるもののほ
	か、 <u>申請書又は報告書の名称</u> を記載しなけれ
	ばならない。
(1) 申請書又は報告書の名称	
(2) フレキシブルディスクに記録するために	
<u>使用したソフトウェアの名称</u>	
様式第8号 (略)	様式第8号 (略)
<u>フレキシブルディスクによる受胎調節</u>	<u>電磁的記録媒体による受胎調節実地指</u>
<u>実地指導員指定申請書</u>	<u>導員指定申請書</u>
(略)	(略)
別添のフレキシブルディスクのとおり受胎	別添の <u>電磁的記録媒体</u> のとおり受胎調節実
調節実地指導員の指定を受けたいので、母体	地指導員の指定を受けたいので、母体保護法
保護法施行規則第9条及び第29条の規定によ	施行規則第9条及び第29条の規定により申請

り申請します。

様式第9号 (略)

施行規則第9条及び第29条の規定により申請 します。

様式第9号 (略)

<u>術</u> 実施報告書 絶

(略)

不 好 別添のフレキシブルディスクのとおり,__

手 術 の実施について、母体保護法第25条 妊娠中絶

及び母体保護法施行規則第29条の規定により 届け出ます。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式第8号により提出されている申請書は、改正後の様式第8号により提出された申請書とみなす。

施報告書

(略)

不 妊 手 別添の<u>電磁的記録媒体</u>のとおり 人工妊娠中

術 の実施について、母体保護法第25条及び母 絶

体保護法施行規則第29条の規定により届け出 ます。